

TRP の廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方 （東海再処理施設の敷地に津波の浸入を許容する理由）

令和 2 年 3 月 26 日
再処理廃止措置技術開発センター

本来、再処理施設は、平面的に広く多数の施設にリスクが分散しており、守るべき性能や施設が多岐に亘るため、敷地への浸水は合理的ではなく、ドライサイトにより安全を確保することが求められていると認識。

一方、東海再処理施設は廃止措置段階にあり、リスクが特定の施設に集中しているため、現状を含め今後の廃止措置の各段階において守るべき性能や施設が限定的であり、敷地への浸水があっても当該施設に適切な津波防護対策を講じることにより、安全を確保することが可能である。

東海再処理施設においてリスクが集中している施設は高放射性廃液貯蔵場（HAW 施設）であり、当該施設については、廃止措置計画用設計津波（以下「設計津波」という）に対しても浸水することがないように所要の安全対策を急ぐとともに、高放射性廃液のガラス固化を速やかに進める。

また、設計津波が発生したとしても環境への影響が大きく※ならないよう、管理区域を有するその他の全施設及び関連施設（電源、ユーティリティ等）を対象に被ばく影響評価を行い、守るべき施設について必要な対策を施す。

その上で、環境への影響が大きい場合であっても、東海再処理施設の廃止措置が今後 70 年の長きに亘ることを考慮して、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき行政機関（地方自治体）が定める最大クラスの津波（レベル2津波）に対して、低放射性廃棄物や製品の貯蔵施設においては放射性物質を施設外に散乱させることがないように、また、施設の安全機能に影響を生じないように必要な対策を施す。

さらに、高放射性廃液のガラス固化処理は、東海再処理施設のリスク低減を進める上で極めて重要であることから、設計津波が発生した後においても速やかにガラス固化処理を再開させることが可能となるよう、HAW 施設と同様にガラス固化技術開発施設（TVF）は設計津波に対しても浸水させない措置を取る。

※ 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原子力規制委員会、平成 25 年 11 月 27 日制定、平成 26 年 10 月 29 日、平成 29 年 4 月 5 日改正）に「環境への影響が大きい」とは、「敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 mSv を超えること」とされている。

